

令和2年12月7日開催

第6回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○司会（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、予定されている委員皆さんおそろいでございますので、第6回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしくお祈いします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆さん、こんにちは。今日は、静かで暖かくて、まさに小春日和ですか。本当に静かで暖かくて、外仕事するには非常にいい日だななんて思うわけですけれども。何だかこの秋は暖かい日が続いて、野菜が大分下落、相場が安くて11月からですか、秋野菜が、もう過去5年間で一番安いなんて、そんな情報も出ていますけれども。本当に大変な思いをされている方もおられると思います。陽気だけはどうにもならない。自然は、人間がどうすることもできないので、仕事をうまく合わせながらやっていかななくてはならない。そんなことだと思います。

今日は、今年最後の総会ということで、農業委員さんの方にはお集まりいただきまして、また、ここに1つ資料があるのですけれども、農業振興地域調整協議会、除外の協議会ですか、24日ということで、これは、資料を置いていっただけで、説明は。

○事務局 来ます。また、時間改めて説明に参ります。

○会長 また、皆さんに説明があると思います。そういうことで、農業委員さんには今日の総会と、また調整協議会ですか、それにもご出席をよろしくお願い申し上げます。

ところで、今日、審議内容ですか、北部の方はご存じでしょうけれども、南部の方は細かいまだ説明はこれから受けるわけですけれども、ちょっと箕郷の善地のほうで営農型の太陽光をやりたいと、そういう申請が出されております。ちょっと場所的にもいろいろ問題のあるところで、皆さんに十分ご審議をいただきまして、公平な判断を願いたいと思います。

そういうことで、今日、時間がちょっと長くかかるとは思いますけれども、最後までよろしくお願い申し上げます。総会での挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

会長、よろしくお祈いします。

○会長 それでは、ただいまから第6回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、出席状況を報告させていただきます。今日は、1名の欠席で、新井元委員さんが欠席とのご報告がありました。ということで、今日は25名のところ24名ということで総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして、議事録署名委員の指名と書記の任命を行います。

それでは、皆様に議事録署名委員を指名してよいか、まず初めに伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号9番、信澤健治委員及び17番、加藤精一委員の兩名を指名いたします。よろしくお願ひします。また、書記は、任命については、事務局の関口主任主事を任命いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事を進行させていただきます。

議事に入る前に、発言される場合は挙手をしていただき、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、議案のほうへ入ります。

まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用の目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年8月24日許可、高農委指令第1304号でございました。取消しの理由につきましては、経営状況の急変により事業が中止となったためとのこととでございます。こちらの案件につきましては、取消後の5条許可申請が提出されておりました、議案書25ページ、議案第5号ナンバー30が関連案件でございます。

以上、農地法関係許可取消願が1件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。皆さんからご質問等をお受けいたします。

これとってなければ、承認してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農

を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成29年12月22日許可、高農委指令第1479号でございました。こちら、一時転用の申請でございまして、転用期間は、平成29年12月23日から令和2年12月22日の3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとのこととでございます。変更後につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は令和2年12月23日から令和12年12月22日までの10年間でございます。関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書13ページ、議案第3号ナンバー23と計画変更後の5条許可申請、議案書29ページ、議案第5号ナンバー45が提出されております。本案件は、営農型太陽光の更新に伴い、太陽光パネルの枚数と架台支柱の本数を変更したいとの申請でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから、何か質疑ございましたら、よろしくお願いします。このパネルの枚数と架台の本数変更ということで毎回出ていますけれども。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー6については、事前調査案件になっております。また、ナンバー1からナンバー5については、関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1からナンバー5の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番から5番は、譲受人が同一のため一括で説明させていただきます。

1番 契約内容は贈与、新規就農に当たり申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は貸貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添、農地法第3条ナンバー1の審議資料を御覧ください。

申請人は、現在46歳であり、今回の申請で許可を受けましたら、農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、自身がオーガニックカフェを経営していく中、無農薬や不耕起栽培など、環境に配慮した農法に関心が強まり、無農薬で自ら栽培した作物を提供したいという思いから、就農を決意したいとのことでございます。また、経営するカフェでは農家仲間が集まる「こせがれの会」を毎月開催していたことで農家仲間ができ、農作業の見学や手伝いをしたことも就農の動機となったとのことでございます。

2に、将来の構想としましては3点ほどありますが、1点目に、6次産業化し、ミニマムな効率のよい農業経営や認定農業者を目指したいとのことでございます。無農薬で栽培した穀物を加工し、ベーグルやマフィンなどの加工品を店頭等で販売したいと伺っております。

2点目に、次世代型の農業経営の仕組みづくりをし、新規就農を支援し耕作放棄地をなくすとのことでございます。今後は、新規就農に当たっての自らの経験を情報発信し、新規就農者の支援を行いたいと伺っております。

3点目に、コロナ禍世界の情勢の中で輸入や化石燃料に頼らない農法の確立、各家庭における菜園を促し、田畑シェアのようなプラットフォームを作るといった、将来的な構想があるとのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、市内で飲食店を16年間経営しており、現在はデパート内のお総菜コーナーの一角でおにぎりやお弁当等の販売を行っております。その他、梅まつりなどイベント時の出店販売も行っていると伺っております。農業経験ですが、約1年半前から申請地周辺の農家さんの下で、米や麦、野菜の栽培について指導を受け、地域の習わし事などもご教授いただきながら技術の習得に努めているとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次は5年ごと設定されております。当初時は、申請人とその妻で開始し、作業全般は申請人が行い、妻は畑作業を行うと伺っております。目標時は、引き続き申請人ご夫婦と新たに臨時スタッフを雇う計画となっております。農作業日数につきましては、申請人は年間300日、妻については年間100日を予定しております。5年後も同様でございまして、臨時スタッフについては年間100日の農業日数を予定しております。

当初経営面積ですが、68アールの借地にて経営を開始し、その後、借入地を増やし、5年後には130アールを耕作していく計画でございます。

1枚おめくりください。作付作物につきましては、米、大豆、小麦を予定しております。また、大豆、小麦の当初時面積は20アールとございますが、大豆、小麦は裏作で栽培する計画と伺っております。

作付計画につきましては、米は3月に播種、6月に定植、11月に収穫し、大豆と小麦については、大豆を6月に播種し、11月に収穫後、裏作で小麦を11月に播種し、6月に収穫する計画でございます。

出荷計画につきましては、当初時、目標時ともに卸売、現在出店している店頭販売や県内のイベント時での販売、インターネットでの販売も予定していると伺っております。

5の経営試算ですが、単価につきましては、全て1,500円とございますが、こちらはお弁当やベーグルなどの加工品の単価が含まれております。品種につきましては、米は古代米、イセヒカリ、大豆はさといらず、赤大豆、小麦については、はるみずきを作付する計画での試算と伺っております。

1枚おめくりいただきまして、経営試算は、当初時は約265万円の粗収益を見込んでおります。また、5年後につきましては、作付面積を増やすことから約675万円の粗収益を目指すものと伺っております。

6の資金計画ですが、運転資金は自己資金200万円で経営を開始する計画でございまして、生活費につきましては、自己資金額300万円とのこととございます。

経営開始時の資本装備につきましては、バインダー、ハーベスター、もみすり機は自己資金にて取得する予定で、また、記載はございませんが、トラクター、田植機は知人から借りるとのこととございます。また、目標年次までには新たな農地の取得、田植機、また農機具を格納する農業用施設を自己資金にて取得する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後の資料は、5年間の詳細な営農計画となりますので、こちら参考までに御覧ください。

なお、こちらの1番から5番につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりにいたします。

では、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりまして、今、これから調査報告に入るわけです。今回は、1班の調査に今回調査していただきました。そういうことで、調査班長の寺崎正親委員から報告をお願いいたします。

○5番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。事前調査報告第1班班長、寺崎正親。

農地法第3条許可申請、審議ナンバー1から5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告します。なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 飲食店を経営しながら農作業をするとのことですが、お店の運営に支障はないですか。店

頭での販売はどのようなものになりますか。

回答 飲食店は従業員とアルバイトで対応できていますので、農業経営が軌道に乗るまでは農業をメインに取り組みます。また、店頭での販売は主に加工品で、お米は米粉を原料にした焼き菓子やおにぎり、お弁当などになります。大豆は、ピクルスやきな粉に加工します。

質問2 無農薬や不耕起栽培に取り組みたいとのことですが、無農薬や不耕起栽培だと規格外のものが多く発生すると思いますが、営農開始時から取り組む予定ですか。また、栽培方法を指導してくれる人はいますか。

回答 はい。県内の農家仲間の方が既に取り組んでおり、商品として販売も行っていますので、指導を受けながら取り組んでいきます。また、収穫した作物は加工品として使う割合が多いので問題ないと思います。

質問3 作物の品種が一般に出回っているものとは違いますが、種はどこから入手しますか。また、気温等の違いもあると思いますが、どのようなお考えですか。

回答 種は市内の農家から譲ってもらいます。現在、市内や藤岡方面で作付しておりますので、気温等は問題がないと思います。

質問4 農機具はどのように準備しますか。収穫した作物はどこに保管しますか。

回答 農機具は知人から借りますが、今後中古品を買いそろえる予定です。保管場所は倉庫を建てる計画でいます。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。この中で無農薬や不耕起栽培ということで、不耕起栽培、起こさないで次から次へと種を植えたりするのでしょうか。それを目玉にして販売し、また経営しているオーガニックカフェにも食材として卸し、加工して付加価値をつけて販売するそうです。この辺で、不耕起栽培やられている方は知っていますか。

○21番松田委員 高崎は、稲の直まきは知っているけれども。

○会長 稲の直まき。

○21番松田委員 はい。

○会長 不耕起栽培。

○21番松田委員 いや、起こしてあったのです。

○会長 起こしてあるよね。粗掘りはするのだから。

○21番松田委員 ええ。

○会長 起こさないで、そのまま次に、次にと、こういうふうに入れていくという。その前の野菜の根が残っていて、保水性が高まるので、土壌にいいという話も聞きますよね。あと、オーガニックカフ

エを経営しているようなので、そういった特別のものを欲しがるお客も既についているのかなと思います。

どうですか。これとってなければ、許可することにいたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー6の説明をお願いします。

○事務局

6番 契約内容は売買、新規就農するに当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

まず初めに、説明に入る前に今回の申請に至るまでの経緯を説明させていただきます。こちらの案件は、昨年の7月の総会にて今回と同じく新規就農の案件として申請いただいた案件でございますが、農業機械を所有しておらず、農地を適正に耕作できる見込みがないと判断され、農地法第3条第2項第1号に該当することから、不許可となった案件でございます。申請人は、その後、耕作に必要な農業機械を取得し、1年間田植えから収穫までの稲作の一連の流れを経験し、JAに出荷を行うことができましたので、今回改めて申請をしたいという希望があり、申請に至りました。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー6の審議資料を御覧ください。

申請人は、現在72歳であり、今回の申請で許可を受けましたら、自身が中心となり、娘の夫と、また耕作の指導をいただける方と一緒に農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、今から20年ほど前にビニールハウスにてシイタケ栽培を夫と一緒にに行っていたことから、ずっと農業への思い入れがあり、また農業に携わりたいと考え、就農を決意したとのことです。

2の将来の構想といたしましては、申請人は今は病気もなく、元気に農作業に従事できると考えていますが、年齢を考えると、将来的には一緒に耕作を行う娘の夫に引き継ぐ予定でおります。

3の職歴及び農業経験ですが、シイタケ栽培の経験はありますが、稲作の知識については現在勉強中であり、引き続き耕作に精通した方の協力や指導を得ながら耕作を行う予定でおります。

4の農業経営の概要につきまして、目標年次は5年後と設定されております。当初時と目標時ともに作業全般を申請人が中心となり、娘の夫と稲作を指導いただく方と行う予定であり、申請人本人も農業従事日数については、年間300日を予定しております、5年後も同様でございます。

1枚おめくりいただきまして、当初経営面積ですが、今回の申請地3筆での約50アールにて営農を開始し、5年後につきましても、当初と同じ規模になります。なお、作目については、お米のみで、麦については考えていないことで確認しております。

作付面積につきましては、表のとおりとなりまして、品種はゆめまつりと伺っております。また、出荷計画ですが、JAを通じての販売を検討しております、今年には既にもみの状態になりますが、

出荷しております。提出いただいた出荷伝票を確認したところ、今年は3,158キロを出荷しております。

5の経営試算になりますが、当初時と目標時ともに約60万円の粗収益を見込んでおります。

1枚おめくりいただきまして、経費等を除いた農業所得は、当初時と目標時ともに40万円を見込んでおります。

運転資金は、自己資金500万で経営を開始する計画でございまして、生活費については自己資金120万円とのことですが、申請人は不動産業も行っており、今後もそちらから収入があるとのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を自己資金にて取得済みでございます。こちらの機械は、申請人の自宅から申請地まで距離があるため、譲渡人の自宅にて保管していると伺っております。

1枚おめくりいただきまして、最後の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらは参考までに御覧ください。

なお、こちらの6番につきましては、別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査報告のほうよろしくお願ひします。

○5番寺崎委員 それでは、報告いたします。事前調査報告、農地法第3条許可申請、審議ナンバー6について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人本人と代理人2名の計3名の出席でした。

質問1 この1年で稲作の経験をしたと伺いましたが、作業は一人で行ったのですか。また、収量はどれぐらいでしたか。

回答 娘夫婦に手伝ってもらい、3人で作付から収穫まで行いました。収量は、もみの状態で10アール当たり約600キロでした。

質問2 1年間、稲作を経験しての感想を聞かせてください。

回答 10年以上前に田植えの手伝いをしていたときは、手植えだったので大変でしたが、今回は機械植えだったこともあり、そこまで苦勞することなく楽しんで米作りができました。

質問3 JAに出荷しているとのことですが、どちらのJAですか。また、JAの組合員にはなっていますか。

回答 既にJAの組合員となり、JAはぐくみに出荷しています。

質問4 申請地周辺は優良農地が広がっています。耕作されなくなってしまうと、周辺農地に被害が出てしまうので注意してください。

回答 分かりました。責任を持って耕作を継続していきます。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりましたので、これより審議に入り、質疑をお受けいたします。

今年も、それだけの収量が取れたということで。品質は分かりませんが。今年は、ちょっと品質が全般的に余りよくなかったとか、虫の害だとか病気だとかいろいろあって、米作りの人も大変ですよ。

不動産業、今もやっている。していないのだろう、もう。この人は、何かアパート。

○事務局 一人でアパート経営というのですか。

○会長 アパート。

○事務局 はい。それで、家賃収入があるようです。

○会長 そちらの収入がね。

どうですか、皆さんのほうから何か質疑ございますでしょうか。

なければ、許可しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続いて、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

7番 まず初めに、議案書の訂正をお願いいたします。7番の申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日のほう、令和6年1月21日となっておりますが、こちらを令和4年1月21日に訂正をお願いいたします。

申請の理由欄の一時転用の設定期間、こちら令和3年1月22日から令和6年1月21日までとなっておりますが、こちらを、令和3年1月22日から令和4年1月21日までに訂正をお願いいたします。

こちらにつきましては、先日の南部事前協議におきまして、栽培作物の生育状況が芳しくなかったこと、収量が1キロ程度であったことから、今回につきましても3年更新ではなく、1年更新で、また来年の営農状況を見て、今後の更新を判断したらどうかという意見をいただきましたので、それを受けまして、申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間、1年でお願いしたいという回答をいただきましたので、転用期間を変更させていただくことになりました。お手数おかけしまして、すみません。よろしくお願いたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

7番 内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間は、令和3年1月22日から令和4年1月21日まで

の1年間でございます。関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書18ページ、議案第5号ナンバー1が関連案件でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

8番 契約内容は売買、小作地として借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は贈与、小作地として借り受けて耕作している申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のため地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年1月10日から令和13年1月9日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておまして、議案書18ページ、議案第5号ナンバー3が関連案件でございます。本件は、営農型太陽光の新規の地上権の設定の申請でございます。詳細につきましては、関連案件であります5条許可申請を個別案件とさせていただきましたので、5条許可申請のところで説明させていただきます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を親戚より買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は贈与、長年管理を任されていた土地を叔母より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は売買、妹の経営農地で耕作をしているが独立して農業経営をするため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、妹の経営農地で耕作をしているが独立して農業経営をするため申請地を妹より借り受けて耕作したいという申請でございます。

21番 契約内容は売買、妹の経営農地で耕作をしているが独立して農業経営をするため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

22番は、譲受人死亡により却下となります。

23番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年12月23日から令和12年12月22日までの10年間でございます。関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1の計画変更申請と、議案書29ページ、議案第5号ナンバー45の太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が関連案件でございます。

24番 契約内容は使用貸借、農業経営を移譲するため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

25番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては、18件でございます。この18件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局より一括して説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんからご質問等を受けたいと思います。

これとってないでしょうか。

そうすれば、これは、ナンバー22は却下、ナンバー12は5条のほうで審議しますので、それ以外のものについて許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 市道の幅員が狭く地域の利便性が悪いため、申請地を使用し市道を拡幅したいという道路用

地の申請でございます。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

3番 貸露天駐車場用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという貸露天駐車場の申請でございます。

4番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅及び物置用地の申請でございます。宅地522.31平米と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明がございました。今回、4条、4件ということで、これより審議に入ります。

皆さんから、何かご質問等ございましたら、よろしくご意見を伺います。

これとってなければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、5条のほうへ入ります。

それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1、2、3については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

こちらの1番につきましては、先ほど3条許可申請のところの説明をさせていただいたとおり、議案書のこちらについても訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を、令和6年1月21日までとなっておりますが、こちらを令和4年1月21日までに訂正をお願いいたします。

申請の理由欄、転用期間、令和3年1月22日から令和6年1月21日までとなっておりますが、こちらを令和3年1月22日から令和4年1月21日までに訂正をお願いいたします。お手数をおかけしまして、申し訳ございません。よろしくご意見を伺います。

それでは、説明に入らせていただきます。

1番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立て

て営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年1月22日から令和4年1月21日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書8ページ、議案第3号ナンバー7が関連案件でございます。なお、こちらの5条許可申請の審議につきましては、関連案件であります地上権設定の3条許可申請と併せてご審議いただくものでございまして、その結果につきまして、どちらか一方のみの許可ということにはなりませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。譲受法人は、太陽光発電事業及び農業経営を行う県外の法人でございまして、市内で本申請地のみを耕作しておりますが、前橋市でも同様の営農型の太陽光発電事業を行っており、そちらではアシタバを作付しております。そちらも合わせますと、合計で約5反の経営農地がございます。

本申請地は、昨年、更新申請の許可を受けましたが、栽培しているキウイフルーツの生育状況が芳しくなかったことから、1年後の営農状況を見て今後の更新の判断をしたらどうかということで、1年間の許可を受けまして、今回、更新申請の時期になったものでございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧いただきたいと思っております。

1枚目は、位置図でございます。図面を横にして御覧いただきたいと思っております。図面中央にございます下のほうの丸で記された箇所が今回の申請地でございます。上の丸で記されました高崎市立北部小学校から南に約300メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面左側の斜線の箇所が申請地でございます。申請地周辺は、宅地、雑種地、農地が混在している地域であります。今回の申請地につきましては、農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目、公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を左上にして御覧いただけたらと思っております。赤で囲われている図面中央の畑1筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と西が公衆用道路、東側が宅地、南側が畑にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。図面の向き変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を左下にして御覧いただけたらと思っております。更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが既に設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積0.31平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は47キロワットでございます。また、太陽光パネル下の農地には、こちら図面では16本となっておりますが、実際にはキウイフルーツの木が27本植えられております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図、その次の6枚目が太陽光パネルの平面図となっております。併せて御覧いただけたらと思っております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.5メートルで、このタイプの太陽光パネルが約5.5メートル間隔で設置されてお

ます。

こちら、立面図、平面図をおめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きキウイフルーツでございます。

こちら1枚おめくりいただきまして、続いて年間の営農計画でございます。記載のありますとおり、4月の芽かきから始まり、人口受粉、追肥、摘果等を行いまして、11月に収穫を行う計画でございます。次年度以降につきましても、同様に行う予定です。

次の利用する農業機械ですが、記載のとおりでございまして、本申請人の農業経験につきましては5年、そのうち本申請地に作付しておりますキウイフルーツにつきましては4年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、キウイフルーツは生育日照時間が3～4時間の確保で生育するため、本申請地に設置されている太陽光パネルの遮光率を勘案しても、パネル下での栽培に支障はないとのことでございます。

支柱につきましては、最低地上高が2.5メートル、最高地上高が3.5メートル、間隔も5.5メートルであることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な反収といたしましては、営農計画下部に記載のとおりでございまして、こちらは農林水産省の統計資料を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございますが、今年につきましては、キウイフルーツの実が30個ほど収穫できた程度と伺っております。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現地の写真でございます。こちらは、今年の9月に撮影したものとございまして、現在の状況とは少し異なっておりますが、こちらは参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続いて、調査報告、班長、お願いします。

○5番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。事前調査報告、農地法第5条許可申請、審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は下部の農地を営農する法人の代表と担当者の計2名の出席でした。

質問1 今回の申請地のほかに耕作している農地はありますか。

回答 前橋市の圃場でアシタバを作付しています。前橋市も営農型ですが、目標の収量が確保でき、収穫したアシタバを粉末にし、青汁として商品化しました。

質問2 営農している法人は東京にありますが、どのように圃場を管理しているのですか。

回答 前橋市にアパートを借りているので、週末に来てそこに泊まります。前橋市の農地と併せて定期的に管理を行っています。

質問3 現地を見ましたが、枝葉が余り伸びていないように見受けられました。剪定はいつ頃しま

したか。

回答 今年にはコロナの影響で群馬県に来られない時期があったので剪定が遅れてしまい、夏頃に剪定をしてしまいました。

質問4 枝葉が伸びる夏に剪定を行うのは木の成長を妨げることになります。寒くなって葉が落ちる時期に行うようにしてください。また、土の栄養が足りていないと思われますので、一度土壌検査を行うことを検討してください。農業経営として収量が少な過ぎます。キウイフルーツの栽培方法をもっと勉強してください。

回答 はい。分かりました。収量が上がるように努力していきたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。前橋のほうではアシタバを下で作っているということで、聞き取り調査のとき、アシタバの粉末の青汁を持ってきてこういうのを作っているのですよと。

はい。

○21番松田委員 21番、松田です。やっぱりもう毎年、毎年こういった形で申請されて、もう4年ですか。4年たって、あの状態。30個とか40個の着果。営農型とは言えないですね。だから、根本的にしっかりとしなかったら、これで営農型というソーラーにはならないというのも可能ではないですか。

○会長 その点が本来なら3年更新でできるのだけれども、余りにも実績が悪過ぎるので、本人にも、事務局のほうから、これではちょっと3年許可はとても無理だと委員さんのほうからそういう声が出ているので、ということで1年許可ということで本人には了解を得ているということ先ほど説明がございました。だから、もうちょっと勉強してもらって成長するようにいろいろ手を加えたりしてもらわないと、本来の営農型のこれは意味ないので。

○21番松田委員 はい。

○会長 それは、皆さんもみんな納得していると思います。

そういうことで、ほかにございますでしょうか。

はい。

○25番く田委員 すみません、25番、く田ですけれども。私も、現地を1日に見せていただいたのですが、確かに太陽光、1,000平米のところへあれだけの太陽光を造ると、千七、八百万はお金かけていると思うのです。そこへキウイフルーツを植わっているのですけれども、3年目になったという、多少のあれは摘めたということではあるのですけれども、6月に剪定したというのをちょっと聞きましたら、やはり木が伸びてしまって太陽光にかぶさってしまって、太陽光のほうは20万ぐらい1か月に収益があると思うのですけれども、太陽光のパネルの上までキウイフルーツのあの根があるの

で、腐ってしまうのではないかと思うのですけれども、本数も大分植わっているのですけれども。それで、その後、次の日の夕方ですか、この藤原さんという人から電話があって、キウイフルーツの栽培方法を教えてくれということで、事務局のほうへ電話番号入れてもいいですよということで、私のほうでお話して、12月に剪定をなさいと。こういう形でということで電話でお話をしました。それで、5月に、20日前後になると思うのですけれども、受粉つけをなさいとということで、それで、そのまた20日後あたりに、この問題でフルメットという液剤を使って、例えば、こうに1キロで7つか8つの大きくなるからそうにしてみてくださいというふうに一応言って、またその都度電話してあげますからということで、私も二、三本作っているのです、そういう形で。そうすれば、市販で売っているような、大きくなるからどうですかという形でお話はいたしました。

○会長 く 田委員さんのほうから一生懸命栽培の基本ではないけれども、それをよく教えてもらって。今回も多分1年ということで、皆さん、気持ちはそういう判断だと思いますけれども。ご指導のほどよろしく願いいたします。

○25番く 田委員 はい。

○会長 では、そういうことであれですかね。1年、取りあえずまた1年になりますけれども、それで許可ということでよろしいでしょうか。何か意見ありますか。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 では、そういうことで許可相当とすることといたします。

それでは、ナンバー2までやって小休止したいと思います。

それでは、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、申請地を買い受けて有料老人ホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。譲受人は、平成22年5月に設立されました法人でございまして、浜尻町、中里町にて住宅型有料老人ホーム、デイサービス事業等を経営しております。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー2の審議資料を御覧ください。

1枚目を御覧ください。位置図でございます。図面を見開いて御覧ください。中央の赤く丸で囲まれた場所が申請地でございます。高崎インターチェンジより北西へ約900メートルの場所でございます。

1枚おめくりください。案内図でございます。図面を見開いて御覧ください。こちら中央の赤線で囲まれた場所が申請地でございます。周囲は農地と住宅が混在する地域でございます。第2種農地に該当すると考えております。なお、申請地は農振農用地の青地の農地でございます。令和元年10月に農振除外が認められた除外地でございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。図面を見開いて御覧ください。赤線で囲まれた田2筆、計3,439平米が申請地でございます。申請地周辺は、北側は譲渡人所有の宅地と農地、東側、

西側は水路となります。また、南側は農振農用地で田となっております。

1枚おめくりください。土地利用計画図でございます。見開いて御覧ください。木造平屋建て2棟、合計1,591平米の建物を建築し、住宅型有料老人ホームとして利用する計画でございます。駐車場は、建物の北側と中央を利用する計画でございます。出入口は西側2か所の計画となっております。

雑排水につきましては、浄化槽を経由し、申請地東側の水路へ放流する計画でございます。雨水につきましては、西側と東側の水路へ放流する計画でございます。

1枚おめくりください。土地造成計画図でございます。見開いて御覧ください。申請地全体に約50センチの盛土を行う計画となります。

次の6枚目、7枚目が建物の平面図でございます。2棟とも個室が24室ございまして、有料老人ホームの定員は24名でございます。

1枚おめくりいただきまして、8枚目以降が建物の立面図でございます。参考に御覧ください。

今後の予定でございますが、農地法の許可を得ましたら、12月末より工事着工し、翌年5月に工事完了いたしまして、5月の事業開始を目標としております。

なお、開発指導課の事前協議につきましては、令和2年10月22日に締結済みでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 続きまして、調査報告、お願いします。

○5番寺崎委員 それでは、報告いたします。事前調査報告、農地法第5条許可申請、審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は、譲受法人代表1名と代理人1名の計2名の出席でした。

質問1 これまでも市内で有料老人ホームを運営しているのですか。また、有料老人ホーム以外の施設の運営も行っていますか。

回答 本社がある浜尻町と中里町で有料老人ホームとデイサービスを運営しています。今回は、有料老人ホームを建設しますが、将来的にはデイサービスも検討しています。

質問2 申請地の南側に農地がありますが、農地への影響が出ないよう何か対策を講じましたか。

回答 はい。南側の土地所有者より、田んぼのあぜは取り壊さないように依頼がありましたので、そのように対応します。

質問3 申請地に新しい水路が設置されていましたが、どのようなものですか。水路への排水についても、農地への影響が出ないよう対応していますか。

回答 道路管理者の許可を得て、近隣住民の方の要望や水利組合の指示に従い水路を設置しています。また、排水についても、農地への影響が出ないよう開発許可の要件どおり施工しています。

質問4 申請地全面を盛土する計画ですが、いつ頃から工事を開始しますか。大型車両の出入りが多いと思いますので、周辺の農作業に支障がないよう配慮をお願いします。また道路の補修が必

要になった場合も対応をお願いいたします。

回答 造成工事は許可後にすぐ開始しますが、農作業に支障が出ないように十分配慮いたします。道路の補修についても対応いたします。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

建物は平屋だということで、あれですね、農地のほうというのは南側になるのだよね。南側だよね。

○5番寺崎委員 はい。

○会長 建物は、開発のほうのあれだから。うちのほうとしては、その農地に影響があるか。あと、水路のことなのですか。

どうですか、皆さんのほうから、ご質問等ございますでしょうか。なければ、これは面積が3,400ということで3,000平米を超えていますので、ナンバー2は許可相当として農業委員会ネットワーク機構に許可相当として意見聴取してよいか、まず初めに伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として意見聴取いたします。

それでは、ここでちょっと小休止を入れます。その後の議案がちょっと時間かかると思いますので、ここで小休憩入れます。また、おいでください。

休 憩

再 開

○会長 よろしいでしょうか。それでは、これより再開いたします。

これから事前調査のナンバー3に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年1月10日から令和13年1月9日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先の地上権設定の3条許可申請である議案書10ページ、議案第3号ナンバー12が関連案件でございます。なお、こちらの5条許可申請の審議は、関連案件であります地上権設定の3条許可申請と併せてご審議いただけたらと思います。その結果、ど

こちら一方のみが許可ということはありませんので、よろしくお願いたします。

それでは、別添、農地法5条許可ナンバー3審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。中央でございます赤丸で囲まれた箇所が申請地でございます、群馬県立農林大学校より南西に約1,435メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。A3用紙、横に広げて御覧ください。図面中央でございます薄い赤色で着色された箇所が申請地でございます。本申請地の一部を含め、周囲は一団の農振農用地でございます、白地の部分に関しましては1種農地に該当すると思われま

す。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図でございます。こちら、A3用紙を横に広げ御覧ください。申請地の北側は、宅地と畑、東側、西側はともに畑、南側を公衆用道路に囲まれております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地の利用計画図となりまして、梅の配置図、パネルの配置図でございます。なお、こちら、A3用紙、横に広げて御覧ください。申請地は、梅の木を84本植樹する計画でございます、完全なパネル下に植樹するものではなく、パネルとパネルの間に植樹する計画でございます、枝先をパネル下ではなく、東西に枝先を伸ばすよう剪定する計画でございます。なお、パネル直下につきましては、消毒等の作業道として使用すると伺っております。また、設置するパネルの枚数は1,140枚でございます、計画発電量は350キロワットでございます。架台支柱は386本、支柱部分の面積は1.93平米の計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図でございます。こちら、A3用紙、横に広げて御覧ください。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.7メートル、最高地上高は約4.5メートルで、このタイプの太陽光パネルが5メートル間隔で設置する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちら以降が営農計画でございます。営農型発電の下部の作物につきましては5,491平米でございます、その全てで梅を栽培する計画でございます。下部で営農を行う法人につきましては、平成30年2月より認定農業者になり、10年間での一時転用許可の申請を望むものでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは年間の営農計画でございます。こちらに記載のありまして、1年目につきましては4月から太陽光パネルの施工を行うとともに、除草から施肥をし、11月に定植、12月から翌年にかけて枝の剪定、摘心、除草を行い、3年目で収穫を目指すものでございます。また、4年目以降につきましては、摘心、収穫、剪定の周期で営農を行う予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、利用する機械につきましては記載のとおりでございます、いずれもパネル下での作業も可能と伺っております。

また、本申請法人代表の農業経験は50年でございます、そのうち梅の営農経験につきましても、同様でございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、本申請はパネルとパネルの間を5メートル空け、その中心に梅の木を植樹する計画でございます。パネルとパネルの間には梅の光合成に必要な光が春から秋にかけて満遍なく日光が当たるようにパネルを配置する計画のため、生育に支障はないと伺っております。

支柱につきましても、最低地上高は2.1メートル、最高地上高が3.5メートルということで有効に農業を行えるものと伺っております。

また、下部の作物の反収につきましては、3年目で50キロを見込んでおりまして、10年目で群馬県の平均収量である456キロ以上を目指す計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、赤枠で囲まれた資料が梅の年生ごとの収量の資料になります。

1枚おめくりいただきまして、最後の2枚が下部で営農を行う法人が現在榛東村で行っている梅のシェアリング現場写真です。ご参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続いて、調査報告をお願いします。

○5番寺崎委員 それでは、報告いたします。事前調査報告、農地法第5条許可申請、審議ナンバー3について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者、代理人、下部の農地を営農する法人の担当者の計3名の出席でした。

質問1 梅でのシェアリングは余り一般的でないと思いますが、梅の生育に支障はないのですか。また、収量8割をキープできるのでしょうか。

回答 今回の計画ではパネルの真下に梅を植樹するのではなく、パネルの列と列との間を5メートル空け、その中心に植樹する計画です。そのため梅が光合成をする春から夏にかけては日光が真上から当たるため、生育には問題ありません。また、冬場については、太陽の軌道が低くなり、日光の当たる時間が限られてしまいますが、梅は落葉樹で、その時期は光合成をしないため生育には影響ないと考えています。

質問2 梅の木は年を追うごとに生育し、背丈が高くなっていくと思うのですが、発電への影響はないのですか。

回答 梅の木は放っておくと高さが出てしまうので、横に枝をはわすように成長させ、木の高さを抑えることでパネルへの影響がないように工夫する計画です。

質問3 スピード・スプレーヤを用いて消毒すると広範囲に消毒が散布されると思いますが、パネルへの影響はありませんか。

回答 架台は、腐食を防ぐためアルミの架台を使用します。また、影響の出ない農薬を使用する予定です。

質問4 今回の申請地をシェアリングの事業地として選定した理由は何ですか。

回答 7年くらい前に当時の所有者から手放したいと相談があり、現地を確認したところ日当たりがよく、太陽光発電に適した場所と考え選定しました。しかし、農振農用地のためシェアリングでないと太陽光パネルの設置ができないため、シェアリングでの申請となりました。

質問5 申請地周辺は農業振興イベントの中心地として、地元の農家から反対の意見書が提出されたと聞く場所ですが、どのように考えていますか。

回答 地元の農家の方へは合計3回説明会を行っております。1回目、2回目の説明会では事業に対してご理解を得られませんでした。3回目の説明では「説明は十分です」と言ってもらい、ご理解していただいたと考えております。また、申請地は農業振興イベントの中心地に近接しておりますが、会場と申請地の間に緩衝帯を設け、景観を壊さないように配慮する計画です。

行く行くは、申請地周辺の耕作放棄地も整備をしていき、地域と調和した状態で事業を進めていきたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ここで、審議に入るのですけれども、事務局から補足の説明がまだございますので、それを聞いてから審議に入ります。

それでは、お願いします。

○事務局 それでは、事務局から補足の説明をさせていただきます。まず、寺崎班長からご報告いただいた質問5への回答について補足の説明をさせていただきます。

聞き取りでは、説明会を3回開催し地元の理解を得られたとの回答をいただいておりますが、3回目の説明会を終えて、その後の令和2年10月に「この事業に対して区民の総意で反対」という意見書が農業委員会事務局に提出されております。近隣の住民だとか、地権者からの意見といったものは、農地法の許可、不許可の判断をする決定的な材料にはなりません。一応その内容に食い違いがあったことを報告させていただきます。

次に、この件の経緯について説明させていただきます。今回、梅の栽培をパネル間で行うという申請が提出されたわけですが、以前からそのような相談を受けており、農業委員会としても、梅が本当に育つか、収穫できるのかといったような疑問がありまして、営農型太陽光で経営規模拡大をする前に、まず梅が収穫できるという根拠を示してほしいと営農者に対して要望しておりました。その後については、担当のほうから説明がありましたが、営農者は榛東村で梅の太陽光を実践して、その収量についても平均の8割以上を確保した実績を榛東村農業委員会に報告しております。事前調査においても、1班の寺崎班長を中心として様々な聞き取りを行い、また、北部事前協議においても、意見を出し合いまして、営農に関する部分については、妥当なものであるという結果になりました。

しかし、営農型太陽光を行う、その部分については北部事前協議の中でパネルを設置することによ

り、地域の農業振興活動に影響が出るという意見でまとまっておりますので、そのような結果になったいきさつをこれから説明させていただきます。

まず、周辺の状況なのですが、この区域は青地が広がる地域で広大な土地で梅が栽培されております。梅の花が咲く時期には本市の農業イベントの一つであるみさと梅まつりも開催され、地域が一体となって箕郷の梅をPRしている農業振興拠点となっております。今回の申請地は、このみさと梅まつりの2つあるイベント会場の中間地点で散策コース上に位置しておりますが、太陽光パネルを設置するに当たり、この場所でなければ目的を達成できない理由が明確でないこと。そして、周辺の状況が、そこら辺を考慮すると北部事前協議ではこの場所で事業を実施することの必要性が認められないといった意見をいただいております。また、申請地に太陽光パネルが設置されることで地域が一体となって取り組んできた農業イベントの魅力が低下するおそれがあること。さらに、太陽光パネルが設置されれば、新たに周辺においても発電事業地としての需要が高まり、一層イベントの魅力が損なわれて、結果、梅のPRという農業振興活動に支障が生じるおそれがあるといった内容のご意見をいただきました。

説明は以上ですが、この話の整理として営農部分では営農者は梅農家の担い手であり、確かな栽培技術も持っていること。事業部分においては、景観への配慮として緩衝帯を設けるなどして地域に配慮していること。また、農業振興拠点に太陽光パネルを設置することの必要性が認められるのかということ。最後に、太陽光パネルを設置することで梅のPRという農業振興活動に支障はないのか、その部分につきましてご審議くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

説明は以上です。

○会長 ただいま事務局から、補足の説明がございました。これより審議に入るわけです。皆さんからいろいろご意見等あると思います。そのご意見を参考にしながら、許可か不許可か判断したいと思いますので、よろしく願いいたします。

意見、出してください。

○16番飯塚委員 はい。

○会長 お願いします。

○16番飯塚委員 16番、飯塚です。事務局のほうからいろいろ説明していただいて、非常に分かりやすい説明でありありがとうございました。何よりもやはり、地元のやっぱり住民の方の反対というのが数年前からずっとありまして、どうしてもやはりそこが今回もやはりネックになってしまうのではないかと。農業活動振興に関してのマイナスだったり、地元の農家の方々に不利に、不利益にというのでしょうか、働くおそれもありますので、今回についてはやはり代替地というのでしょうか、別の場所での、もしシェアリングやるのであれば、違う場所でやっていただけるような方向で進めていただければいいのかなと思っております。

以上です。

○会長 飯塚委員から、今そのようなご発言がございました。本人も、先ほど事務局から説明あったとおり、その箕郷の観光梅林のすぐ道1つ隔てたところで、そういうところで結構遊歩道ということで、おまつりのとき、そこも結構歩いて見る方がおられると、そういう話を伺いました。そんなことで、申請人も、では、見えないようにということで大分後ろへしてしまって、では、パネルをすと。そういうことも申請人は考えていろいろ試行錯誤しながら申請に当たったわけですがけれども。

○5番寺崎委員 では。

○会長 はい。

○5番寺崎委員 5番、寺崎です。確かに景観に配慮して、こうセットバックというか、見えないようにしてやるという意見なのですが、あそここのところに農業振興イベントの梅まつりをやっているところで、来てくれるお客さんといいますか、観光客の方たちが自然を見に来るわけで、そこに太陽光があるというのも景観上、余りよくないのかなというところもあるし、あの部分の、あの土地に太陽光パネルを設置する必要性、代替地というか、そういうのもあるし。梅を作って農業振興をしてくれるのはいいのだけれども、その上のシェアリングという部分で、その必要性があるかどうかというところと、先ほど言った農業振興イベントに支障があると思いますので、また地元の人意見もそういう反対というか、そういう意見書が出ているところなので、北部の事前協議のときにいろいろ判断が出たかと思うのですが、農業振興に支障があると思いますので、判断いただければというふうに思いますけれども。

○会長 今、寺崎班長のほうから、そのような今お話がございました。この辺で皆さんから意見がなければ、ここで判断、決めたいと思いますけれども。ほかにございますでしょうか。

○9番信澤委員 はい。

○会長 お願いします。

○9番信澤委員 9番、信澤なのですが、この回答用紙の中に、3回説明会で、「説明は十分です」と言っていたと本人たちが解釈していて、その後令和2年10月町民の反対があったというのですが、その町民の反対というのはその相手の方には話はしてあるのですか。これで行き違いがあるから、するとかしないとかというある……

○事務局 委員さんのおっしゃるとおりです。農業委員会のほうに、令和2年10月に書類が届けられているのですが、同じように事業者の方、その説明に行った方たちに対しても、同じものを受渡しをしていると代表の方たちがおっしゃっていました。なので、3回目の説明会を受けて区民が反対であるということは、書面としては事業者の方たちも知っているはずで。

以上です。

○9番信澤委員 では、自分とすれば、農業振興に関わっている住民の人が反対しているのを許可するのはどうかなという気はしています。

○会長 この「説明は十分です」という、この取り方だよね。両方に取れてしまうのだよね。

○14番塚越委員 解釈の仕方。

○会長 ちょっと難しいな。何説明しても、ちょっと。ちょっと、そっちの許可することはできませんという意味なのだろうか、ちょっと、ちょっと難しい。

○5番寺崎委員 「十分」は。

○会長 この言葉はね。

はい。

○21番松田委員 21番、松田です。確かに自然散策に来てくれた人に対して、そのパネルが見える。それで、榛名山のほうをのぞくと、もうそっくりそこに目に入ってしまう。そういう中で、ちょっとそのパネルがあるということも、もう自然散策に来る人、本当にながかりさせてしまうという、そういうあれが地元の人たちも、よくその辺は分かっているからこそ、そういった反対陳情を出していると思うので、この件についてはちょっと納得できないというのが私の心情です。

○会長 申請人は、中へ入って、30メートルか40メートル入って、周りには梅の木を植えてパネルが見えないように、そういうふうを考えて申請しているのですけれども。これは、下のほうに展望台がありますね。展望台から見て見えないようにするというので、この遊歩道のところからはちょっと見えてしまうのかなど。そんなことで、申請人もいろいろお話ししていたわけですが。

意見が大体出尽くしたら、ここで決めたいと思いますけれども。今いろんな意見を聞いてきたところでは、これは賛成ということは、そういう意見は一つも出ていなかったの。どうも意見をまとめると、これは不許可ではないかという私なりの判断になってしまうのですけれども。あれですかね、不許可ということでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、不許可ということで、これは併せて5条のこのナンバー3と3条のほうのナンバー12、併せて不許可とすることにいたします。

それでは、続きまして、一括審議に移りたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、現在の住まいに二家族で同居しているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、家電販売業を営んでいるが住宅の敷地が狭く駐車場及び倉庫が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地195.10平米、雑種地26.59平米と一体利用の計画でございます。

15番 契約内容は売買、家電販売業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

16番 契約内容は売買、家電販売業を営んでいるが従業員及び業務用車両の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は贈与、自宅敷地が狭いため申請地を兄より譲り受けて使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地378.09平米、雑種地7.99平米と一体利用の申請でございます。なお、こちらは既に自宅の一部として使用されているため始末書が添付されております。

19番 契約内容は使用貸借、駐在所住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。関連案件といたしましては、次の21番が関連案件でございます。

21番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら先の20番が関連案件でございます。

22番 契約内容は賃貸借、高圧電線の張り替え工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年1月1日から令和3年6月30日までの6か月間の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、高圧電線の張り替え工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間が令和3年1月1日から令和3年4月30日までの4か月間の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、妻の実家で暮らしているが子供が生まれ手狭なため申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地42.55平米と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は賃貸借、高圧電線の張り替え工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間が令和3年1月1日から令和3年3月31日までの3か月間の申請でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら先にご審議いただきました取消願が提出されており、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件でございます。

31番 契約内容は使用貸借、みさとつつじの郷の観光客用の駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、令和3年4月3日から令和3年5月13日までの約1か月間の計画でございます。

32番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、露天駐車場用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場用地の申請でございます。また、農地種別区分、第1種農地とございますが、第1種農地の例外許可規定にございませ集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。

34番 契約内容は売買、建築業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は賃貸借、農産物生産販売業を営んでおり申請地を借り受けて菌床シイタケ栽培施設を建築したいという農業用施設の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、露天資材置場用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は賃貸借、運動場利用者の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。転用済みの畑431平米と一体利用の計画でございます。

40番 契約内容は賃貸借、鉄塔移設工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年1月4日から令和3年10月31日までの10か月でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期の従業員用の駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は、令和2年12月22日から令和3年5月31日までの5か月間の申請でございます。

43番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

44番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

45番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用でございます。転用期間は令和2年12月23日から令和12年12月22日までの10年間でございます。関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1の計画変更申請と地上権設定の3条許可申請である議案書13ページ、議案第3号ナンバー23が関連案件でございます。

46番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという土地分譲6区画の申請でございます。また、こちら用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

47番 契約内容は使用貸借、建設業を営んでおり法人代表が所有する申請地を一時的な資材置場として利用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年1月1日から令和5年11月30日までの約3年間の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したい

という一般住宅の申請でございまして、宅地11.26平米と一体利用の計画でございまして。

49番 契約内容は売買、養豚業を営んでいるが申請地を買い受けて堆肥舎を建築したいという農業用施設の申請でございまして。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は46件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の一括説明が終わりました。これから審議に入るわけですが、この中でナンバー11が山田孝夫委員に係る案件になっております。農業委員会等に関する法律第31条において、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますが、山田委員が申請人の代理人として申請された案件になっております。ということで、ナンバー11は一番最後の最終の審議、質疑として、その際は山田委員に一時ご退出をお願いしたいと思います。

そういうことで、ナンバー11を除いて、これより審議、質疑をお受けしたいと思います。

お願いします。何か質疑、ご質問等ございましたらお話ししていただければと思います。

これと違ってないようでしたら、ナンバー36を見てもらえますか。これは、面積が3,000平米以上ということで、これを許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、まず初めに伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

そのほかの案件についても、許可相当としてよろしいでしょうか。これと違ってなければ、許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、最終審議するというナンバー11に入ります。

それでは、山田委員、一時退出をお願いいたします。

(11番山田委員 退席)

○会長 それでは、ナンバー11の審議を行います。これは、山田委員さんが代理人として申請されたものです。

これと違ってないでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、入室してください。

(11番山田委員 着席)

○会長 それでは、議案第5号が終わりましたので、これより議案第6号に移ります。

議案第6号 特定農地貸付計画について。

特定農地貸付の承認申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 特定農地貸付計画について。

A4 ホッチキス留めの資料「特定農地貸付計画について」を御覧ください。

特定農地貸付計画についてという、A4、左上ホッチキス留めの資料になります。もしお手元にならない方がいらっしゃいましたら、事務局までお声がけ願います。

ほかに資料が手元がない方、いらっしゃいますでしょうか。

では、改めまして説明のほうさせていただきます。まず、特定農地貸付けについて説明いたしますので、資料1ページの1、「特定農地貸付けとは」を御覧ください。農地の取得や農地を借りる場合、一定以上の農地を耕作し、農作業に常時従事して農地を効率的に利用する者でなければ、その権利を取得できないと農地法で定められております。一方で、農業者以外の人から野菜や花を栽培し、自然に触れたいといった要望もあり、そのような要望に応じていくことが農業への理解、地域の活性化につながるという考えの下、特定農地貸付けという制度ができました。特定農地貸付けとは、特定農地貸付法を根拠としており、市民農園の位置づけで行う農地の貸付けであり、以下に示された4つの条件。1つ目が、1区画が10アール（1,000平米）未満の農地の貸付けであること。2つ目が、貸付期間が5年以内であること。3つ目が、借りる人が営利目的で農作物の栽培を行わないこと。4つ目が、相当数の者を対象に一定の条件で貸付けを行うものであること。これら4つの条件を満たせば、農地の権利移動を緩和する。これは、農地法の許可が不要になる特例措置として取り扱うものになることをご承知おき願います。

次に、2、貸付けまでの流れについてですが、まず、土地所有者は適正な農地利用を確保する方法などを定めた貸付規程を作成します。2ページから5ページの文書が規程の写しになってございます。

次に、高崎市農林課と所有者との間で貸付協定を締結します。こちら6ページから8ページが協定文書でございます。その後、農業委員会総会において、両者が締結した内容を確認し、承認されれば、その農地は市民農園として貸し付けることが可能になります。

最後になりますが、1ページの3、農業委員会の確認事項を御覧ください。農業委員会に特定農地貸付計画の承認申請があった場合、協定内容が特定貸付けの要件を満たし、かつ適正な農地利用を確保するものになっているか。申請地を市民農園として利用することで、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないか。このことを確認し、問題ないと認められれば承認することになります。

農業委員会に提出された計画ですが、特定貸付けの要件については、1区画はおよそ0.5アール(50平米)となっており、22区画に分割し農地を貸付けを行う計画となっており、1区画は10アール未満という要件を満たしております。

2ページの貸付規程、第4を御覧ください。(1)のとおり、貸付期間は3年間と定められており、5年以内を満たしております。また、借りる人が営利目的で農作物を栽培を行わないということについても、第4の2の(2)に定められております。

次に、適正な農地の確保について、資料6ページの貸付協定、第3を御覧ください。開設者は借受者に対して栽培に関する指導体制を整備すること、借受者が耕作を放棄したときは再開するよう指導しなければならないこと、借受者から返還を受けた区画や貸付けていない区画がある場合、開設者自らが適正な管理を行わなければならないことなどが定められており、問題はないかと考えます。

次に、周辺農地への支障についてですが、6ページの貸付協定、第4を御覧ください。市民農園整備に当たり、既存の水路の分断や農業用水を利用する場合には、地域の関係者と調整を行わなければならないことが定められております。また、開設者は、借受者に対して周辺農地または周辺住民に迷惑を及ぼさないよう指導することなども定められていることから、こちらについても問題はないかと考えております。

特定農地貸付計画についての説明は、以上です。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長 事務局より説明がございました。

これより審議に入ります。これは、農地種別が別に関係なさそうであれですね。1区画当たり、年間7,500円というのは、これはさっきの10アールの値段。

○事務局 1区画なので、年間借りる人がいれば、1区画が50平米、7,500円です。

○会長 50平米ね。

○事務局 はい。

○会長 それで、借手が管理できなかつたときは、貸手がちゃんと管理するということで。

○事務局 そうですね。

○会長 はい。

皆さんのほうから、何かご意見等ございますでしょうか。

これとって異議等、ご意見なければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、議案のほう終わりますして、これより報告事項に入ります。第1号から第4号までです。

それでは、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第1種住居地域、ほか34件、合計35件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約。ほか16件、合計17件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番、2番につきましては、10月の総会において許可相当としていただいた案件になりますが、開発許可の遅れから許可日がずれ込みましたが、それぞれ令和2年10月27日、令和2年11月19日付で許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

3番以降につきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。

また、13番及び14番につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただきました。

4条が8件、5条が68件、合計76件につきまして、他法令の確認が取れましたので、令和2年11月24日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

それでは、この後、ちょっと農林課のほうがありますから、帰らないでください。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第6回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時57分 閉会